

ID: 2

担当部署: 総務課

処分の概要	退去命令等		
例規名 根拠条項	庁舎等管理規則 第10条		
例規番号	昭和53年規則第18号		
【根拠条文】 (違反者等に対する措置) 第10条 庁舎等管理者は、次の各号の一に該当する者に対し、庁舎等への入場を拒否し、又は庁舎等から退去することを命じ、若しくは物件の撤去を命ずることができる。この場合において、物件の撤去を命ぜられた者が、当該物件を撤去しないときは、庁舎等管理者は、自らこれを撤去することができる。ただし、撤去費用は使用者の負担とする。 (1) 第7条第2項の規定に違反した者 (2) 第8条の規定に違反した者 (3) 第9条第1項の規定に違反し、又は同条第2項の規定による許可の条件に従わなかった者 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 8

担当部署: 総務課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	町有旧慣使用林野管理条例 第3条		
例規番号	昭和57年条例第17号		
【根拠条文】 (使用料) 第3条 旧慣による使用部落民は、代表者を定め、毎年度その他用地に対する公租公課を基準とした使用料を納付しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 10

担当部署: 総務課

処分の概要	指定の取消し等		
例規名 根拠条項	九重町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 第10条第1項		
例規番号	平成18年条例第11号		
【根拠条文】 (指定の取消し等) 第10条 町長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 町長等は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するとともに、当該指定管理者に通知するものとする。 3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、町はその賠償の責めを負わない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 11

担当部署: 危機管理情報推進課

処分の概要	負担金の徴収		
例規名 根拠条項	無線放送施設負担金徴収条例 第3条		
例規番号	昭和63年条例第23号		
【根拠条文】 (被徴収者の範囲) 第3条 負担金は、無線放送施設事業の施行により利益を受ける受益者から徴収する。 【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (負担金) 第2条 負担金の額は、別表に定める額とする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 13

担当部署: 総務課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	手数料徴収条例 第3条第1項		
例規番号	平成12年条例第21号		
【根拠条文】 (徴収の時期等) 第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事項についての申請があった際又は当該申請に係る書類の交付の際に、申請者からこれを徴収する。 2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、申請事項の不明、法令の定めその他の理由により申請を受理できない場合は、手数料を還付する。 【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (手数料の額) 第2条 手数料の額は、別表第1から別表第4までのとおりとする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 16

担当部署: 総務課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	手数料徴収条例 第7条		
例規番号	平成12年条例第21号		
【根拠条文】 (過料) 第7条 詐欺その他不正な行為により、手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 17

担当部署: 税務課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	督促手数料及び延滞金条例 第3条		
例規番号	昭和36年条例第24号		
【根拠条文】 (督促手数料) 第3条 前条の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収する。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 18

担当部署: 税務課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	督促手数料及び延滞金条例 第4条第1項		
例規番号	昭和36年条例第24号		
【根拠条文】 (延滞金) 第4条 税外収入金を納付する義務を負う者(以下「納付義務者」という。)が納期限後に税外収入金を納付する場合は、当該税外収入金にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。 2 前項の延滞金の計算においてその計算の基礎となる税外収入金に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てて計算するものとし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数の金額又はその全額を切り捨てるものとする。 【基準】 根拠条文及び附則第3項の規定による。 3 当分の間、第4条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 22

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	九重町立認定こども園条例 第5条第1項		
例規番号	平成27年条例第16号		
【根拠条文】 (使用料) 第5条 町長は、こども園に入園する子どもの保護者が負担する額(政令で定める額を限度として支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して小学校就学前の子どもの居住する市町村が定める額をいう。)を使用料として徴収するものとする。 2 前項に規定する使用料は、別に規則で定める。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 26

担当部署: 住民課

処分の概要	不正利得の返還		
例規名 根拠条項	老人医療費の支給に関する条例 第10条		
例規番号	昭和54年条例第73号		
【根拠条文】 (不正利得の返還) 第10条 町長は、偽りその他不正の手段により老人医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 30

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	九重町子ども医療費助成に関する条例 第9条		
例規番号	平成11年条例第30号		
【根拠条文】 (助成金の返還) 第9条 町長は、偽りその他不正な行為により第4条の規定による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 34

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	助成額の返還		
例規名 根拠条項	ひとり親家庭医療費助成に関する条例 第10条		
例規番号	平成24年条例第26号		
【根拠条文】 (助成額の返還) 第10条 町長は、偽りその他不正な行為により第6条の規定による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 39

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	支給金の返還		
例規名 根拠条項	重度心身障害者医療費の支給に関する条例 第10条		
例規番号	昭和51年条例第36号		
【根拠条文】 (支給金の返還) 第10条 町長は、偽りその他の不正行為によりこの条例に基づく支給を受けた者があるときは、その者から当該支給をした金額の全部又は一部を返還させることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 44

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	寡婦医療費助成に関する条例 第14条		
例規番号	平成10年条例第2号		
【根拠条文】 (助成金の返還) 第14条 町長は、偽りその他不正行為によって助成金の給付を受けた者があるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させるものとする。 2 町長は、助成金の給付事由が第三者の行為によって生じ、かつ、この条例による助成金を給付した場合において給付を受けたものが、第三者から同一の事由について損害賠償金の支払いを受けたときは、当該助成金の全部又は一部を返還させるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 47

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	九重町ストーマ装具助成金の給付に関する条例 第6条		
例規番号	平成3年条例第15号		
【根拠条文】 (助成金の返還) 第6条 町長は、偽りその他の不正行為によりこの条例による給付を受けた者があるときは、その者から当該給付をした金額の全部又は一部を返還させることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 51

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	不正利得の返還		
例規名 根拠条項	九重町老人はり、きゅう及び按摩施術料助成に関する条例 第12条		
例規番号	平成元年条例第26号		
【根拠条文】 (不正利得の返還) 第12条 町長は、偽りその他不正行為により給付金の助成を受けた者があるときは、その者からその助成を受けた額に相当する額を返還させることができる。			
【基準】 根拠条文及び九重町老人はり、きゅう及び按摩施術料助成に関する条例施行規則第6条の規定による。 (不正利得の返還) 第6条 町長が、条例第12条の規定により、施術料の助成金を返還させることができる不正利得は、次の各号の掲げるものとする。 (1) 九重町老人はり・きゅう・按摩施術料助成費受給者資格者証を他人に貸与して施術料の助成を受けたとき。 (2) 九重町の区域外に住所を移して施術料の助成を受けたとき。 (3) その他町長が不当な助成と認めたとき。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 52

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	施術業者の指定の取消し		
例規名 根拠条項	九重町老人はり、きゅう及び按摩施術料助成に関する条例 第13条		
例規番号	平成元年条例第26号		
【根拠条文】 (施術業者の指定の取り消し) 第13条 町長は、施術業者として不適当と認めたときは、その指定を取り消すことができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 56

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	介護支援の返還		
例規名 根拠条項	九重町在宅要介護高齢者家族支援に関する条例 第6条		
例規番号	平成13年条例第12号		
【根拠条文】 (介護支援の返還) 第6条 町長は、偽りその他不正行為により介護支援を受けた者が判明したときは、その者から支援を受けた額に相当する額を返還させることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 59

担当部署: 住民課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町隣保館の設置及び管理に関する条例 第10条第1項(第5条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和61年条例第19号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第10条 町長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し又は制限する。 (1) 使用者が、この条例に基づく規定に違反したとき。 (2) その他管理運営上支障があると認めるとき。 2 前項の規定により使用者が受けた損害については、賠償の責めを負わない。			
【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 60

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	負担金の徴収		
例規名 根拠条項	九重町健康診査負担金徴収条例 第4条		
例規番号	平成20年条例第7号		
【根拠条文】 (負担金の納付) 第4条 負担金は、当該受診者が受診する際に納付しなければならない。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (健康診査の種類) 第3条 健康診査の種類、受診対象者及び負担金の額は、別表のとおりとする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 64

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の徴収
例規名 根拠条項	九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例 第30条第1項
例規番号	平成9年条例第28号

【根拠条文】

(家賃の納付)

- 第30条 町長は、入居者から第24条第5項の入居可能日から町営住宅を明渡しした日(第45条第1項若しくは第50条第1項の規定による明渡しの請求があったときは当該明渡しの期限として指定した日の前日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は第55条第1項の規定による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。
- 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明渡しした日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに町営住宅に入居した場合又は町営住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 入居者が第54条に規定する手続を経ないで町営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

【基準】

根拠条文、第27条、第52条及び第53条の規定による。

(家賃の決定)

- 第27条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第42条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入に関する申告がない場合において、第49条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者とその請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。
- 2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、町長が別に定めるものとする。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

(町営住宅建替事業に係る家賃の特例)

- 第52条 町長は、前条の申出により町営住宅の入居者を新たに整備された町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の町営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第27条第1項、第44条第1項又は第46条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(公営住宅の用途の廃止による他の町営住宅への入居の際の家賃の特例)

- 第53条 町長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い、当該公営住宅の入居者を他の町営住宅に入居させる場合において、新たに入居する町営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第27条第1項、第44条第1項又は第46条第1項の規定に

ID: 65

担当部署: 建設課

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例 第44条第1項		
例規番号	平成9年条例第28号		
【根拠条文】 (収入超過者に対する家賃) 第44条 収入超過者は、第27条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該収入超過者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じた日から当該明け渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として納付しなければならない。 2 町長が前項に定める家賃を算出する場合、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で令第8条第2項に規定する方法により算出するものとする。 3 第29条から第31条までの規定は、第1項の家賃について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 66

担当部署: 建設課

処分の概要	高額所得者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例 第46条第1項		
例規番号	平成9年条例第28号		
【根拠条文】 (高額所得者に対する家賃等) 第46条 高額所得者は、第27条第1項及び第44条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該高額所得者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じた日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額を家賃として納付しなければならない。 2 前条第1項の規定による請求を受けた者が、同項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。 3 第29条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第30条及び第31条の規定は、第1項の家賃にそれぞれ準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 68

担当部署: 建設課

処分の概要	社会福祉事業等に対する使用料の徴収		
例規名 根拠条項	九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例 第58条第1項		
例規番号	平成9年条例第28号		
【根拠条文】 (使用料) 第58条 社会福祉法人等は、毎月、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める額の使用料を支払わなければならない。 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において町営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による町長が定める額を超えてはならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 69

担当部署: 建設課

処分の概要	社会福祉事業等に対する使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例 第61条第1項		
例規番号	平成9年条例第28号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第61条 町長は、次の各号の一に該当する場合には、町営住宅の使用の許可を取り消し、期限を定めてその明渡しを請求することができる。 (1) 社会福祉法人等が使用の許可の条件に違反したとき。 (2) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障があると認めるとき。 2 前項の規定については、第55条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居可能日」とあるのは「使用可能日」と読み替えるものとする。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 71

担当部署: 建設課

処分の概要	みなし特定公共賃貸住宅としての家賃の徴収		
例規名 根拠条項	九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例 第66条第1項		
例規番号	平成9年条例第28号		
【根拠条文】 (家賃) 第66条 第63条の規定による使用に供される町営住宅の毎月の家賃は、第27条第1項、第44条第1項又は第46条第1項の規定にかかわらず、当該町営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で町長が定める。 2 前項の入居者の収入については第28条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「前条第1項」とあるのは「第66条第1項」と読み替えるものとする。 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第27条第3項の規定を準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第66条第1項」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 73

担当部署: 建設課

処分の概要	駐車場の使用料の徴収		
例規名 根拠条項	九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例 第71条第1項		
例規番号	平成9年条例第28号		
【根拠条文】 (使用料の決定及び変更等) 第71条 駐車場の使用者(以下「使用者」という。)は、毎月、近傍同種の駐車場の使用料以下で町長の定める額の使用料を支払わなければならない。 2 町長は、次の各号の一に該当する場合においては、駐車場の使用料を変更することができる。 (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。 (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。 (3) 駐車場について改良を施したとき。 3 町長は、第1項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 75

担当部署: 建設課

処分の概要	駐車場の使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例 第72条第1項		
例規番号	平成9年条例第28号		
【根拠条文】 (使用許可の取消) 第72条 町長は、使用者が次の各号の一に該当する場合には、使用者に対して、駐車場の使用の許可を取消し、期限を定めてその明渡しを請求することができる。 (1) 使用者が不正の行為により使用許可をうけたとき。 (2) 使用者が使用料を3月以上滞納したとき。 (3) 使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。 (4) 使用者が正当な理由によらないで引き続き15日以上駐車場を使用しないとき。 (5) 使用者が第70条に規定する使用者の資格を失ったとき。 (6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。 2 前項の規定については、第55条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条中「町営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項第1号」とあるのは「第72条第1項第1号」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 77

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例 第81条		
例規番号	平成9年条例第28号		
【根拠条文】 (罰則) 第81条 町長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃又は敷金若しくは駐車場の使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 79

担当部署: 建設課

処分の概要	家賃の徴収		
例規名 根拠条項	九重町町営改良住宅の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	平成10年条例第14号		
【根拠条文】 (家賃の決定) 第5条 改良住宅の毎月の家賃は、毎年度、管理要領第4第5項に規定する月割額(以下「法定限度額」という。)の範囲内で、九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年九重町条例第28号。以下「町営住宅管理条例」という。)第27条第1項の規定に準じて算出した額とする。			
【基準】 根拠条文及び九重町町営住宅の設置及び管理に関する条例第27条第1項の規定による。 (家賃の決定) 第27条 町営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第42条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入に関する申告がない場合において、第49条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、入居者がその請求に応じないときは、当該町営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 80

担当部署: 建設課

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	九重町町営改良住宅の設置及び管理に関する条例 第7条第1項		
例規番号	平成10年条例第14号		
【根拠条文】 (収入超過者に対する家賃) 第7条 収入超過者は、第5条の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該収入超過者が期間中に改良住宅を明渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じた日から当該明渡しの日までの間)毎月次項に規定する方法により算出した額を家賃として納付しなければならない。 2 町長が前項に定める家賃を算出する場合、法定限度額に管理要領第7の表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ右欄に定める倍率を法定限度額に乗じた額を加算した額の範囲内で、町営住宅管理条例第44条第2項の規定に準じて算出するものとする。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 83

担当部署: 建設課

処分の概要	住宅使用料の徴収						
例 規 名 根 拠 条 項	九重町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例 第17条第1項						
例 規 番 号	平成25年条例第34号						
【根拠条文】 (住宅使用料の納付) 第17条 町長は、入居者から第10条第4項の入居可能日から定住促進住宅を明渡した日までの間住宅使用料を徴収する。 2 入居者は、毎月末(月の途中で明渡した場合は明渡した日)までに、その月分の住宅使用料を納付しなければならない。 3 入居者が新たに定住促進住宅に入居した場合又は定住促進住宅を明渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の住宅使用料は日割計算による。 4 入居者が第24条に規定する手続を経ないで定住促進住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの住宅使用料を徴収する。 【基準】 根拠条文及び第14条の規定による。 (住宅使用料の決定) 第14条 定住促進住宅の毎月の住宅使用料は、次に掲げる金額以内とし町長が規則で定める。 <table border="1" data-bbox="272 1335 1453 1453"><thead><tr><th>名称</th><th>住宅使用料</th></tr></thead><tbody><tr><td>定住促進北代住宅</td><td>55,000 円</td></tr></tbody></table> 2 町長は、毎年度、世帯状況の報告に基づき住宅使用料の算定を行い、入居者に対し住宅使用料を通知するものとする。				名称	住宅使用料	定住促進北代住宅	55,000 円
名称	住宅使用料						
定住促進北代住宅	55,000 円						
備考							
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日				

ID: 85

担当部署: 建設課

処分の概要	駐車場使用料の徴収		
例規名 根拠条項	九重町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例 第28条第1項		
例規番号	平成25年条例第34号		
【根拠条文】 (駐車場使用料の決定及び変更等) 第28条 駐車場の使用者(以下「使用者」という。)は、一月につき2,000円以内で町長が規則で定める駐車場使用料を支払わなければならない。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場使用料を変更することができる。 (1) 物価の変動に伴い、駐車場使用料を変更する必要があると認めるとき。 (2) 駐車場相互の間における駐車場使用料の均衡上必要があると認めるとき。 (3) 駐車場について改良を施したとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 86

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	九重町定住促進住宅の設置及び管理に関する条例 第31条		
例規番号	平成25年条例第34号		
【根拠条文】 (罰則) 第31条 町長は、入居者が詐欺その他の不正行為により住宅使用料又は敷金若しくは駐車場使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 87

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	改善命令等		
例規名 根拠条項	九重町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第32条		
例規番号	平成10年条例第18号		
【根拠条文】 (改善命令等) 第32条 町長は、前3条のいずれかの規定に違反することにより、生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 88

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の徴収		
例規名 根拠条項	九重町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第33条		
例規番号	平成10年条例第18号		
【根拠条文】 (一般廃棄物処理手数料) 第33条 町長は、地方自治法第228条第1項の規定に基づき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第1に定める手数料を徴収する。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 90

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可手数料の徴収		
例規名 根拠条項	九重町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第36条		
例規番号	平成10年条例第18号		
<p>【根拠条文】 (一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可手数料)</p> <p>第36条 法第7条第1項、第2項、第6項及び第7項の規定により、一般廃棄物収集運搬業若しくは一般廃棄物処分業(以下「一般廃棄物処理業」という。)の許可又は当該許可の更新を受けようとする者、法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者、浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を受けようとする者及びこれらの許可を受けた者で許可証の再交付を受けようとする者は、許可証交付の際、別表第2に定める手数料を納めなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 92

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	九重町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則 第12条		
例規番号	平成10年規則第11号		
【根拠条文】 (許可の取消し等) 第12条 町長は、許可業者が次の各号に該当するときは、許可を取り消し又は6箇月を超えない期間を定めて、業務を停止することができる。 (1) 正当な理由がないのに、1週間以上業務の実施を怠ったとき。 (2) 法、条例又はこの規則等の規定に基づく処分に違反する行為をしたとき及び偽りその他不正な手段により、許可を受けたとき。 (3) その他町長において、不都合と認める行為があったとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 94

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	利用料の徴収		
例規名 根拠条項	小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例 第7条第1項		
例規番号	平成11年条例第6号		
【根拠条文】 (利用料) 第7条 前条第1項の規定により施設を利用できる者は、施設を利用するにあたり利用料を負担する。 2 前項の利用料は、1戸あたり年額30,000円とする。 3 第5条の2第1項の規定により施設の管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合は、前項の規定にかかわらず、当該指定管理者が町長の承認を得て前項に定める額を超えない範囲で利用料の額を定め、かつ、徴収することができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 96

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用許可の取消し		
例規名 根拠条項	町営納骨堂の設置及び管理に関する条例 第8条(第12条第3項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和53年条例第24号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第8条 町長は、使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消すことができる。 (1) 使用権を承継人以外の者に譲渡し、又は転貸したとき。 (2) 使用許可を受けた日から3年を経過しても使用しないとき。 (3) この条例又は指示に違反したとき。 【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 100

担当部署: 住民課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	国民健康保険条例 第12条から第14条まで		
例規番号	昭和34年条例第11号		
【根拠条文】 第12条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届け出をせず、若しくは虚偽の届け出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還をもとめられてこれに応じない場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。 第13条 町は、世帯主又は世帯主であった者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をしたときは、100,000円以下の過料を科する。 第14条 町は、偽りその他の不正の行為により、保険税、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。 【基準】 根拠条文及び第15条の規定による。 第15条 前3条の過料の額は、情状により、町長が定める。 2 前3条の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 103

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	九重町介護保険条例 第8条		
例規番号	平成12年条例第14号		
【根拠条文】 (保険料の督促手数料) 第8条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 104

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	九重町介護保険条例 第9条第1項		
例規番号	平成12年条例第14号		
【根拠条文】 (延滞金) 第9条 法第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者(以下「保険料の納付義務者」という。)は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。 2 前項の延滞金の計算については、督促手数料及び延滞金条例(昭和36年九重町条例第24号)第4条第2項の規定を準用する。 【基準】 根拠条文及び附則第6条の規定による。 (延滞金の割合の特例) 第6条 当分の間、第9条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 108

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	九重町介護保険条例 第14条から第17条まで		
例規番号	平成12年条例第14号		
【根拠条文】 第14条 町は、第1号被保険者が法第12条第1項本文の規定による届出をしないとき(同条第2項の規定により当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主から届出がなされたときを除く。)又は虚偽の届出をしたときは、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 第15条 町は、法第30条第1項後段、法第31条第1項後段、法第33条の3第1項後段、法第34条第1項後段、法第35条第6項後段、法第66条第1項若しくは第2項又は法第68条第1項の規定により被保険者証の提出を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する。 第16条 町は、被保険者、第1号被保険者の配偶者若しくは第1号被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。 第17条 町は、偽りその他不正の行為により保険料その他この法律の規定による徴収金(法第150条第1項に規定する納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。)の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。 【基準】 根拠条文及び第18条の規定による。 第18条 前4条の過料の額は、情状により、町長が定める。 2 前4条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発行の日から起算して10日以上を経過した日とする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 109

担当部署: 住民課

処分の概要	督促手数料の徴収		
例規名 根拠条項	九重町後期高齢者医療に関する条例 第5条		
例規番号	平成20年条例第9号		
【根拠条文】 (保険料の督促手数料) 第5条 保険料の督促手数料は、督促状1通について、100円とする。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 110

担当部署: 住民課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	九重町後期高齢者医療に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成20年条例第9号		
【根拠条文】 (延滞金) 第6条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 3 町長は、被保険者又は連帯納付義務者が納期限までに保険料を納付しないことについて特別な理由があると認めるときは、第1項の規定による延滞金を減免することができる。			
【基準】 根拠条文及び附則第2条の規定による。 (延滞金の割合の特例) 第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 112

担当部署: 住民課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	九重町後期高齢者医療に関する条例 第8条及び第9条		
例規番号	平成20年条例第9号		
【根拠条文】 (過料) 第8条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。 第9条 偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(九重町が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文及び第10条の規定による。 第10条 前2条の過料の額は、情状により、町長が定める。 2 前2条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 114

担当部署: 建設課

処分の概要	申込手数料の徴収		
例規名 根拠条項	簡易水道事業条例 第10条第3項		
例規番号	昭和34年条例第12号		
【根拠条文】 (給水装置の新設等の申込み) 第10条 給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、あらかじめ申込書により町長に申し込まなければならない。 2 前項の申込みに当たり、給水装置の位置又は工事に対し、第三者の異議があっても、町は、その責めを負わない。ただし、町長が必要があると認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。 3 第1項の申込みに対し、町長が認めたものは、別表1の申込手数料を申込書に添え納付しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 117

担当部署: 建設課

処分の概要	料金の徴収
例規名 根拠条項	簡易水道事業条例 第24条第1項
例規番号	昭和34年条例第12号

【根拠条文】

(料金の支払義務)

第24条 水道料金(以下「料金」という。)は、給水装置使用者又は総代人から徴収する。

2 共用給水装置の料金は、各使用者が連帯してその納付義務を負担するものとする。

【基準】

根拠条文及び第25条の規定による。

(料金)

第25条 料金は、それぞれの用途及び布設の状態により、次の各号に定める額の合計額とする。

(1) 計量給水に係る水道料金(1箇月につき)

用途	給水区分	料金
一般用	給水量 10m ³ まで	1,350 円
	1m ³ につき (給水量 10m ³ 超)	240 円
臨時用	1m ³ につき	540 円

(2) 量水器使用料(1箇月につき)

口径	金額
13mm	100 円
20mm	180 円
25mm	200 円
30mm	290 円
40mm	330 円
50mm	1,290 円
75mm	1,740 円

備考

設定年月日

平成 27 年 9 月 28 日

最終変更年月日

年 月 日

ID: 118

担当部署: 建設課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	簡易水道事業条例 第33条第1項		
例規番号	昭和34年条例第12号		
【根拠条文】 (手数料) 第33条 手数料は、次の各号の区分により各々申請者から申請の際、これを徴収する。 (1) 材料の検査をするとき 1件につき資材費の100分の2 (2) 工事の検査をするとき 1件につき工事費の100分の5 (3) 消火演習の立会るとき 1回100円とし、日曜日、祭日及び時間外のときは、その5割増とする。 2 前項の手数料は、特別の理由のない限り還付しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 120

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	簡易水道事業条例 第36条及び第38条		
例規番号	昭和34年条例第12号		
【根拠条文】 (停水処分及び過料) 第36条 次の各号の一に該当するときは、5万円以下の過料を科し、理由の継続する間給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。 (1) 料金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他の不正の行為をしたとき。 (2) 担当員の職務の執行を拒み又はこれを妨害したとき。 (3) 正規の手続を経ないで給水装置工事を行い又はその装置を使用したとき。(第40条に該当する場合を除く。) (4) 給水栓を汚染のおそれある器物又は施設と連絡して使用する場合等において警告を発してもなおこれを改めないとき。 (料金を免れた者に対する過料) 第38条 町長は、詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れた者に対し徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 121

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	簡易水道布設費受益者分担金徴収条例 第4条		
例規番号	昭和30年条例第45号		
【根拠条文】 (賦課) 第4条 町は、この条例の適用を受ける者について分担金を賦課する。 (1) 分担金の総額は、簡易水道事業費より国庫補助金を控除した残額を超えない範囲とする。 (2) 分担金賦課の基準は、その事業の受益限度により均一に賦課する。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (適用の範囲) 第3条 この条例は、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)の規定に基づき、国庫補助を受け、町が新たに簡易水道を布設する場合においてその関係受益者に適用する。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 122

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	九重町小規模給水施設普及支援事業分担金徴収条例 第2条		
例規番号	平成27年条例第24号		
【根拠条文】 (分担金徴収対象者) 第2条 分担金は、事業の施行により利益を受ける者(以下「受益者」という。)から徴収する。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (分担金の額) 第3条 分担金の額は、当該事業の工事費に100分の5を乗じて得た額とする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 125

担当部署: 建設課

処分の概要	指定の取消し		
例規名 根拠条項	九重町指定給水装置工事事業者に関する規則 第11条		
例規番号	平成10年規則第18号		
【根拠条文】 (指定の取消し) 第11条 町長は、事業者が法第25条の11のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 126

担当部署: 住民課

処分の概要	一部負担金の徴収		
例規名 根拠条項	飯田高原診療所の設置及び管理に関する条例 第5条		
例規番号	昭和50年条例第37号		
【根拠条文】 (一部負担金の徴収) 第5条 前条各号の診療を受けた者に対しては、最新の診療報酬の算定方法別表第1医科診療報酬点数表(以下「診療報酬点数表」という。)に基づき算定した額の一部負担金を徴収する。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 127

担当部署: 住民課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	飯田高原診療所の設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	昭和50年条例第37号		
【根拠条文】 (手数料) 第6条 手数料の額は、別表のとおりとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 128

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	退場命令		
例規名 根拠条項	交通センターの設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	昭和61年条例第7号		
【根拠条文】 (利用の禁止等) 第8条 町長は、交通センター内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の利用を禁止し、又はその者に対し、退場を命ずることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 131

担当部署: 企画調整課

処分の概要	助成金の返還命令		
例規名 根拠条項	九重町いきいきふるさと若者定住促進条例 第10条		
例規番号	平成12年条例第7号		
【根拠条文】 (助成金の返還等) 第10条 町長は、助成金交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全額又は一部の返還を命ずることができる。ただし、町長が認めた場合は、この限りではない。 (1) 助成を受けた者が提出した書類に虚偽その他不正があったとき。 (2) その他町長が相当と認める事由があるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 133

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例 第7条(第4条の2第3項において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成8年条例第1号		
【根拠条文】 (使用許可の制限) 第7条 町長は、次の各号の一に該当するときは、施設等の使用を制限又は不許可若しくは許可の取消しをすることができる。 (1) 公益を害する恐れのあるとき又は公の秩序を乱すおそれのあるとき若しくは風俗を乱すおそれのあるとき。 (2) 施設等を棄損するおそれのあるとき。 (3) 管理運営に支障をきたすおそれのあるとき。 (4) その他使用させることが不適當であると判断されたとき。 【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 134

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	退館命令		
例規名 根拠条項	九重町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則 第6条第2項		
例規番号	平成8年規則第9号		
【根拠条文】 (遵守事項) 第6条 保健福祉センターの入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。 (2) 指定の場所以外に立ち入らないこと。 (3) 前各号に定めるもののほか、管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。 2 所長は、前項各号に掲げる行為をした者又はそのおそれのある者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 135

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	利用料の徴収		
例規名 根拠条項	九重町温泉館の設置及び管理に関する条例 第5条第1項及び第3項		
例規番号	平成9年条例第19号		
【根拠条文】 (利用料) 第5条 施設を利用しようとするものは、別表第1に定める施設利用料を納付するものとする。 2 施設利用料は、温泉館に設置する券売機等により納付するものとする。 3 温泉館が所有している温水(以下「温泉水」という。)を購入しようとするものは、別表第2に定める温泉水利用料を納付するものとする。 4 第4条の2第1項の規定により温泉館の管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該指定管理者が町長の承認を得て別表第1及び別表第2に定める額を超えない範囲で施設利用料及び温泉水利用料の額を定め、かつ、徴収することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 137

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	利用の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町温泉館の設置及び管理に関する条例 第8条(第4条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成9年条例第19号		
【根拠条文】 (利用の制限) 第8条 町長は、次の各号の一に該当するときは、施設の利用を制限又は取り消しをすることができる。 (1) 公益を害する恐れのあるとき、又は公の秩序を乱す恐れのあるとき、若しくは風俗を乱す恐れのあるとき。 (2) 施設などを棄損する恐れのあるとき。 (3) 管理運営に支障をきたす恐れのあるとき。 (4) その他、使用させることが不相当であると判断されたとき。 【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 138

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	退場命令		
例規名 根拠条項	九重町温泉館の設置及び管理に関する条例施行規則 第5条第2項(第6条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年規則第44号		
【根拠条文】 (遵守事項) 第5条 温泉館の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。 (2) 指定の場所以外に立ち入らないこと。 (3) 前2号に定めるもののほか、管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。 2 町長は、前項各号に掲げる行為をした者又はそのおそれのある者に対しては、利用を拒否し、又は退場を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 139

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	利用料の徴収																				
例規名 根拠条項	九重町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例 第5条第1項																				
例規番号	平成12年条例第50号																				
【根拠条文】 (利用料) 第5条 ふれあいプラザの利用料は、次のとおりとする。																					
<table border="1"><thead><tr><th>利用者</th><th>利用形態</th><th>4時間以内の利用料</th><th>4時間超の利用料</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">町内者</td><td>個人利用</td><td>100円</td><td>200円</td></tr><tr><td>団体利用</td><td>1,000円</td><td>2,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">町外者</td><td>個人利用</td><td>200円</td><td>400円</td></tr><tr><td>団体利用</td><td>2,000円</td><td>4,000円</td></tr></tbody></table>				利用者	利用形態	4時間以内の利用料	4時間超の利用料	町内者	個人利用	100円	200円	団体利用	1,000円	2,000円	町外者	個人利用	200円	400円	団体利用	2,000円	4,000円
利用者	利用形態	4時間以内の利用料	4時間超の利用料																		
町内者	個人利用	100円	200円																		
	団体利用	1,000円	2,000円																		
町外者	個人利用	200円	400円																		
	団体利用	2,000円	4,000円																		
2 第4条の2第1項の規定によりふれあいプラザの管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合は、前項の規定にかかわらず、当該指定管理者が町長の承認を得て前項に定める額を超えない範囲で利用料の額を定め、かつ、徴収することができる。																					
【基準】 根拠条文に同じ。																					
備考																					
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日																		

ID: 142

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	退場命令		
例規名 根拠条項	九重町ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例施行規則 第5条第2項(第6条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成18年規則第45号		
【根拠条文】 (遵守事項) 第5条 ふれあいプラザの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。 (2) 指定の場所以外に立ち入らないこと。 (3) 前2号に定めるもののほか、管理運営上必要な指示に反する行為をしないこと。 2 町長は、前項各号に掲げる行為をした者又はそのおそれのある者に対しては、利用を拒否し、又は退場を命ずることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 144

担当部署: 危機管理情報推進課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	九重町ケーブルテレビネットワーク施設条例 第15条第1項		
例規番号	平成20年条例第4号		
【根拠条文】 (分担金) 第15条 町長は、施設の運営に要する費用に充てるため、加入者から1の加入の申込みにつき54,000円の分担金を徴収する。 2 分担金は、加入の申込みのときに徴収する。 3 既に納付された分担金は、還付しないものとする。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 145

担当部署: 危機管理情報推進課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	九重町ケーブルテレビネットワーク施設条例 第16条第1項		
例規番号	平成20年条例第4号		
【根拠条文】 (使用料) 第16条 加入者は、1の加入の申込みにつき、月額1,080円の基本使用料を納付しなければならない。 2 基本使用料(以下「使用料」という。)は、加入した日の属する月の翌月から、施設の利用を休止し、又は加入を解除する日の属する月までの分を徴収する。ただし、加入の日の属する月内に加入を解除した場合の使用料は、1月分を徴収するものとする。 3 施設の点検、事故等によりサービスの提供を中断した場合であっても、使用料は、減額し、又は免除しないものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 148

担当部署: 危機管理情報推進課

処分の概要	加入の承認の取消し等		
例規名 根拠条項	九重町ケーブルテレビネットワーク施設条例 第21条		
例規番号	平成20年条例第4号		
【根拠条文】 (サービスの提供の停止又は加入の承認の取消し) 第21条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サービスの提供の停止又は加入の承認の取消しをすることができる。 (1) 加入者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (2) 施設の管理上特に支障があると認めたとき。 (3) 公益の確保のため特に必要があると認めたとき。 (4) 3月以上にわたり使用料を納付しないとき。 (5) 前各号に定めるもののほか、加入者が第4条の業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 150

担当部署: 危機管理情報推進課

処分の概要	認定の取消し等		
例規名 根拠条項	九重町ケーブルテレビネットワーク宅内工事の指定工事店に関する規則 第8条 第2項		
例規番号	平成20年規則第20号		
【根拠条文】 (認定の取消し又は一時停止) 第8条 町長は、指定工事店から前条の第1項の届出を受けたときは、認定を取り消さなければならない。 2 町長は、指定工事店が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消し、又は6月を超えない範囲において認定の効力を停止することができる。 (1) 条例又は規則に違反したとき。 (2) 業務に関して不誠実な行為があるため、町長が指定業者として不相当と認めたとき。 3 町長は、前2項の規定による認定の取消し又は一時停止の処分をしようとするときは、九重町行政手続規則(平成8年九重町規則第3号)に基づき、聴聞又は弁明の機会を付与するものとする。 4 町長は、第1項及び第2項の規定による認定の取消し又は一時停止により指定工事店に損害が生じても、その責任を負わない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 152

担当部署: 企画調整課

処分の概要	使用の取消し等		
例規名 根拠条項	豊後中村活性化交流施設の設置及び管理に関する条例 第11条		
例規番号	平成22年条例第3号		
【根拠条文】 (使用の取消し等) 第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、第5条第2項の条件を変更し、又は行為を中止、原状の回復若しくは交流施設からの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正な手段により、第5条第1項の許可を受けたとき。 (3) 第5条第2項の条件に違反したとき。 (4) 交流施設の管理上必要があると認めるとき。 (5) その他公益上やむを得ない事由が生じたとき。 【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 153

担当部署: 企画調整課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	豊後中村活性化交流施設の設置及び管理に関する条例 第12条		
例規番号	平成22年条例第3号		
【根拠条文】 (使用料) 第12条 使用者は、別表に定める使用料を納付するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 157

担当部署: 企画調整課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	九重町コミュニティバス等運行事業に関する条例 第6条第1項
例規番号	平成22年条例第4号

【根拠条文】

(使用料)

第6条 コミュニティバス等を利用する者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。

区分				使用料	
中学生以上	身体障害者	1種	本人及び介護者	1回の乗車につき 300円	
		2種	本人のみ	1回の乗車につき 150円	
	知的障害者	1種	本人及び介護者	1回の乗車につき 150円	
		2種	本人のみ	1回の乗車につき 150円	
	小学生	身体障害者	1種	本人及び介護者	1回の乗車につき 150円
			2種	本人のみ	1回の乗車につき 80円
知的障害者		1種	本人及び介護者	1回の乗車につき 80円	
		2種	本人のみ	1回の乗車につき 80円	
6歳以下の就学前児童				無料	

備考

1 身体障害者及び知的障害者使用料の適用を受けようとするものは、次の各号の手帳を運転手に提示することとする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳

(2) 知的障害者に係る療育手帳

2 他路線へ乗り継ぎを行おうとする利用者は、乗継券の交付を受け交付1枚につき1回限り、無料で他路線へ乗り継ぐことができる。

2 町長は、公益上必要があると認めたときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

ID: 161

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	九重グリーンパークの設置及び管理に関する条例 第9条第1項(第4条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和58年条例第15号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第9条 町長は、次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正手段により使用の許可を受けたとき。 (4) 第7条各号の一に該当する理由が発生し、又は発生しようとしたとき。 2 町長は、前項に掲げるもののほか公益上特に必要が生じたとき又は災害その他の事故により施設の使用ができなくなったときは、使用条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の許可を取り消すことができる。 3 第1項の規定により使用を停止し、又は使用の許可を取り消したことによって使用者に損害を生じても町長は、その責めを負わない。			
【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 163

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	使用料及び入材料の徴収		
例規名 根拠条項	九重グリーンパークの設置及び管理に関する条例 第14条		
例規番号	昭和58年条例第15号		
【根拠条文】 (使用料及び入材料) 第14条 使用者は、別表第2に定める使用料及び入材料を前納しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 166

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	退去命令		
例規名 根拠条項	九重グリーンパークの設置及び管理に関する条例施行規則 第5条第2項		
例規番号	昭和62年規則第7号		
【根拠条文】 (遵守義務) 第5条 施設の使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 各種施設、備品、用具等をき損又は汚損しないこと。 (2) 後片づけは十分行うこと。 (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。 (4) 前各号のほか町長が指示する事項 2 町長は施設の使用者が前項の規定に違反した場合は、当該職員をしてその行為を止めさせることを指示させ、これに従わないときは使用施設から退去を命ずることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 169

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	基幹集落センターの設置及び管理に関する条例 第10条第1項(第4条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和53年条例第27号		
【根拠条文】 (利用許可の取消し等) 第10条 町長は、次の各号の一に該当する場合は、利用許可を取り消し、又は利用を停止させることができる。 (1) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したとき。 (2) その他管理上支障があると認めたとき。 2 町長は、前項の規定による利用の許可を取り消し、又は利用の停止によって利用者が受けた損害については、賠償の責めを負わない。			
【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 170

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	利用料の徴収		
例規名 根拠条項	基幹集落センターの設置及び管理に関する条例 第11条第1項		
例規番号	昭和53年条例第27号		
【根拠条文】 (利用料の額) 第11条 利用料は、町及び教育委員会が直接利用する場合のほか、別表に定めるところにより、利用者から利用前に徴収する。 2 第4条の2第1項の規定によりセンターの管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合は、前項の規定にかかわらず、当該指定管理者が町長の承認を得て別表に定める額を超えない範囲で利用料の額を定め、かつ、徴収することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 173

担当部署: 商工観光・自然環境課

処分の概要	入場料の徴収		
例規名 根拠条項	九重“夢”大吊橋施設の設置及び管理に関する条例 第9条第1項		
例規番号	平成18年条例第55号		
【根拠条文】 (入場料) 第9条 大吊橋施設の入場者は、別表に定める入場料を納付するものとする。 2 町長は、前項の規定にかかわらず必要と認められる場合は、入場料の一部又は全部を減免することができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 177

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	耕地災害復旧事業費分担金賦課徴収条例 第4条第1項		
例規番号	昭和30年条例第37号		
【根拠条文】 (賦課) 第4条 町は、この条例の適用を受けるものにつき分担金を賦課する。 2 分担金の総額は、災害復旧事業費から国庫補助金を控除した残額を超えない範囲内とする。 3 分担金賦課の基準は、その事業の受益限度により均一に賦課する。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (適用の範囲) 第3条 この条例は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)の規定により、国庫補助を受け災害事業を行うもの又は単独で災害補償を行うものに対し、「農地」においては、その現在耕作者、「農業施設」においては、その関係者に適用する。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 182

担当部署: 建設課

処分の概要	工事委託の取消し等		
例規名 根拠条項	災害復旧(土地改良)耕地事業委託規則 第11条		
例規番号	昭和30年規則第2号		
【根拠条文】 (工事委託の取消し等) 第11条 代表者が次の各号の一に該当するときは、町長は、工事の委託を取り消し又は既に交付した費用の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。 (1) この規則の規定に違反したとき。 (2) 工事の施行方法が不適當であるとき。 (3) 事業計画書(実施設計書)に記載した工事の時期までに工事に着手しないとき。 (4) 事業計画書(実施設計書)に記載した時期までに工事を完工させる見込みがないとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 184

担当部署: 農林課

処分の概要	使用の取消し等		
例規名 根拠条項	九重町農業バイオセンターの設置及び管理に関する条例 第7条		
例規番号	平成23年条例第9号		
【根拠条文】 (使用の取消し等) 第7条 町長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、第5条第2項の条件を変更し、又は行為を中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。 (1) 第5条の規定に基づく使用許可の申請に不実の記載又は許可の条件に違反したとき。 (2) 前条各号の一に該当する事由が発生し、又は発生しようとしたとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (4) その他町長が管理運営上支障があると認めたとき。 【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 185

担当部署: 農林課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	九重町農業バイオセンターの設置及び管理に関する条例 第8条第1項		
例規番号	平成23年条例第9号		
【根拠条文】 (使用料) 第8条 使用者は、月額23万円の使用料を納付しなければならない。この使用料には、附属設備及び器具等の使用も含む。 2 使用者は、毎月末までに、その月分の使用料を納付しなければならない。月末が祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を納付期日とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 189

担当部署: 農林課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	林業生産基盤の整備事業費分担金賦課徴収条例 第3条		
例規番号	昭和46年条例第29号		
【根拠条文】 (分担金) 第3条 分担金の額は、別表に定める額とする。 【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (受益者) 第2条 前条第1項の受益者とは、林業生産基盤整備事業を行い直接に利益を受ける利用者をいう。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 191

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	林道災害復旧事業費分担金徴収条例 第2条		
例規番号	昭和49年条例第48号		
【根拠条文】 (分担金の額) 第2条 分担金の額は、別表に定める額とする。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (被徴収者の範囲) 第3条 分担金は、林道災害復旧事業の施行により利益を受ける受益者から徴収する。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 193

担当部署: 農林課

処分の概要	負担金の徴収		
例規名 根拠条項	九重町緑資源公団事業負担金等徴収条例 第2条		
例規番号	昭和55年条例第20号		
【根拠条文】 (負担金の徴収) 第2条 町は、旧法第19条第1項第1号イ及びロの事業(以下「事業」という。)の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者(旧法第21条第2項に規定する事業参加資格者をいう。以下同じ。)及び緑資源公団法施行規則(昭和31年農林省令第35号)附則第3項の規定により、なおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法施行規則(昭和49年農林省令第27号)附則第4項の規定により、なおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令(昭和63年農林水産省令第39号)第1条の規定による改正前の農用地開発公団法施行規則(以下「旧規則」という。)第42条で定める者で当該事業によって利益を受けるものから負担金を徴収する。 【基準】 根拠条文及び第3条の規定による。 (負担金の額) 第3条 事業参加資格者が負担する負担金の額は、事業に要した費用の額を基準とし、当該事業によってその者が受ける利益を勘案して町長が定める。 2 旧規則第42条で定める者が負担する負担金の額は、町長が定める。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 194

担当部署: 農林課

処分の概要	特別徴収金の徴収		
例規名 根拠条項	九重町緑資源公団事業負担金等徴収条例 第7条		
例規番号	昭和55年条例第20号		
【根拠条文】 (特別徴収金の徴収) 第7条 町は、緑資源公団法施行令(昭和31年政令第218号)附則第12項の規定により、なおその効力を有するものとされる旧農用地整備公団法施行令(昭和49年政令第205号)附則第11条の規定により、なおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(昭和63年政令第232号)第1条の規定による改正前の農用地開発公団法施行令第18条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者が森林開発公団法の一部を改正する法律(平成11年法律第70号)附則第3条の規定により解散した農用地整備公団が旧規則第43条で定めるところにより当該事業が完了した旨の公告をした日以後8年を経過する日までの間に当該土地を当該事業に係る事業実施計画(旧法第21条第1項の事業実施計画をいう。)において予定した用途以外の用途(農用地としての用途を除く。以下この条において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転若しくは地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転を受けて目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から特別徴収金を徴収する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 195

担当部署: 農林課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	草地畜産基盤整備事業費分担金賦課徴収条例 第3条		
例規番号	平成24年条例第8号		
【根拠条文】 (分担金の額) 第3条 徴収分担金の額は、受益者が草地基盤整備を町に委託する当該土地にかかわる総事業費から国、県の補助金及び補助対象事業費の10パーセント相当額との合計額を控除した残額とする。 【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (定義) 第2条 前条第1項の受益者とは、町内に居住し2人以上の共同採草権よりなる草地又はこれに類するもの(開拓地の要耕地化分を含まない。)に草地畜産基盤整備を行い直接に利益を受ける利用者をいい、その受益面積は、50アールを超えるものとする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 198

担当部署: 建設課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	九重町普通河川取締条例 第9条		
例規番号	昭和33年条例第3号		
【根拠条文】 (許可の取消しその他の処分) 第9条 町長は、次の各号の一に該当する理由のあるときは、許可を取り消し、条件を変更し又は必要な措置を命ずることができる。 (1) 許可を受けた者が許可の条件に違反したとき。 (2) 不正な手段により許可を受けたとき。 (3) 普通河川に関する工事を施行するためやむを得ない必要が生じたとき。 (4) 許可を受けた者以外の者に工事占用その他の行為を許可する公益上の必要が生じたとき。 (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 199

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料等の徴収		
例規名 根拠条項	九重町普通河川取締条例 第11条		
例規番号	昭和33年条例第3号		
【根拠条文】 (占用料金) 第11条 許可を受けたものは、別表第1、別表第2に定めるところにより占用料、使用料又は採取料を納めなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 200

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	九重町普通河川取締条例 第12条		
例規番号	昭和33年条例第3号		
【根拠条文】 (罰則) 第12条 第4条又は第5条の規定に違反した者は、20万円以下の罰金又は過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 205

担当部署: 建設課

処分の概要	許可の取消し		
例規名 根拠条項	九重町道路占用及び占用料徴収に関する条例施行規則 第9条		
例規番号	平成17年規則第13号		
【根拠条文】 (許可の取消し) 第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可を取り消し、又は許可条件を変更することができる。 (1) 公益上又は町において必要があるとき。 (2) 法令若しくはこの規則に違反したとき。 (3) 詐欺その他不正の手段で許可を得たとき。 (4) 許可の条件に違反したとき。 (5) 正当な事由がなく管理者の指示監督に従わないとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 209

担当部署: 建設課

処分の概要	許可の取消し等		
例規名 根拠条項	九重町法定外公共物管理条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第7号		
【根拠条文】 (許可の取消し等) 第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は既に設置した工作物を改築させ、除去させ、若しくは原状回復を命じ、又は許可した事項によって生じる危害を予防するために必要な措置を命ずることができる。 (1) 許可を受けた者が、この条例又は許可条件に違反したとき。 (2) 不正の手段により許可を受けたと認められるとき。 (3) 工事又は工作物が法定外公共物の管理に支障をきたすおそれがあるとき。 (4) 公益上やむを得ない必要が生じたとき。 (5) 正当な理由がなく管理者の指示監督に従わないとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 210

担当部署: 建設課

処分の概要	措置命令		
例規名 根拠条項	九重町法定外公共物管理条例 第11条		
例規番号	平成17年条例第7号		
【根拠条文】 (許可を受けないでした行為) 第11条 許可を受けないで第4条各号の行為をしたときは、町長は期限を指定してその全部若しくは一部の撤去又は原状の回復を命じ、又はこれによって生じる危害の予防その他必要な措置を命ずることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 211

担当部署: 建設課

処分の概要	占用料の徴収		
例規名 根拠条項	九重町法定外公共物管理条例 第16条第1項		
例規番号	平成17年条例第7号		
【根拠条文】 (占用料) 第16条 第4条の許可を受けた者で法定外公共物を占用するものは、占用料を納付しなければならない。 2 前項の占用料の算定については、認定外道路にあつては九重町道路占用及び占用料徴収に関する条例(平成17年九重町条例第8号)の規定を、河川等にあつては、九重町普通河川取締条例の規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 214

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	九重町宮急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例 第3条		
例規番号	平成27年条例第7号		
【根拠条文】 (分担金の額) 第3条 受益者から徴収する分担金の総額は、当該事業に係る事業費(本工事費及び測量設計費)に10分の1を乗じて得た額とする。 2 受益者が複数の場合の分担金の額は、当該事業の施行に係る区域内の土地の利益を勘案し、規則で定めるところにより、町長が決定する。 【基準】 根拠条文及び第2条の規定による。 (定義) 第2条 この条例において「受益者」とは、事業の施行により特に利益を受ける土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用賃借若しくは賃貸借による権利(一部使用のために設定された地上権又は使用賃借若しくは賃貸借による権利を除く。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、使用借主又は賃借人をいう。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 217

担当部署: 教育委員会事務局 教育振興課

処分の概要	利用の中止命令		
例規名 根拠条項	九重町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 第5条		
例規番号	平成6年教育委員会規則第2号		
【根拠条文】 (利用の中止) 第5条 教育委員会はこの規則に違反し、又は管理責任者等の支持に従わない利用者に対しては、利用の中止を命ずることができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 218

担当部署: 教育委員会事務局 教育振興課

処分の概要	許可の取消し		
例規名 根拠条項	町立学校通学区域設定規則の特例に関する規則 第8条		
例規番号	平成19年教育委員会規則第5号		
【根拠条文】 (許可の取消し) 第8条 教育委員会は、許可を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。 (1) 虚偽又は不正な手段により許可を受けたことが明らかになったとき。 (2) 第5条第3項の規定に違反したとき。 (3) その他教育委員会が適当でないと認めたとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 220

担当部署: 教育委員会事務局 子育て支援課

処分の概要	園費の徴収		
例規名 根拠条項	町立幼稚園の園費徴収条例 第2条		
例規番号	昭和54年条例第17号		
【根拠条文】 (園費の額) 第2条 普通保育の園費の月額は、園児一人につき次の表のとおりとする。			
		階層区分	園費の額
		生活保護世帯	0円
		町民税非課税世帯	2,300円
		町民税所得割課税額 77,100円以下	4,800円
		町民税所得割課税額 211,200円以下	
		町民税所得割課税額 211,201円以上	
2 普通保育の園児で臨時に特別保育を希望する者は、1日500円とする。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成27年9月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 224

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	集会所建設事業費分担金賦課徴収条例 第2条第1項		
例規番号	昭和57年条例第8号		
【根拠条文】 (分担金の賦課徴収) 第2条 町は、町が国、県の補助を受けて施行する集会所建設により直接に利益を受ける者から 分担金を徴収する。 2 分担金の額は、建設事業費の10パーセントとする。 3 分担金の納期は、納入通知発行の日から10日以内とする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 227

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	指定有形文化財の現状変更許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	九重町文化財保護条例 第14条第4項(第38条第3項において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	昭和56年条例第18号		
【根拠条文】 (現状変更等の制限) 第14条 町指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合は、この限りでない。 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ又は許可を取り消すことができる。 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、町は、その通常生ずべき損失を補償する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 230

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	町文教施設使用条例 第3条		
例規番号	昭和30年条例第36号		
【根拠条文】 (使用料の納付) 第3条 前条により許可を受けたものは、使用前に第7条による使用料金を納入通知書により納付しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 231

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	町文教施設使用条例 第5条第1項		
例規番号	昭和30年条例第36号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第5条 次の各号の一に該当するときは、その使用条件を変え、使用を停止又は使用の許可を取り消すことができる。 (1) 使用承認の目的又は条件に違反したとき。 (2) この条例又はこれに基づく規則等に違反したとき。 (3) その他教育長において必要があると認めたとき。 2 前項の場合使用者において損害を生じてもその賠償の責めを負わない。			
【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 237

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	農民研修センターの設置及び管理に関する条例 第10条第1項(第5条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和51年条例第26号		
【根拠条文】 (使用許可の取消し等) 第10条 教育長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又は制限する。 (1) 使用者が、この条例に基づく規定に違反したとき。 (2) その他管理上支障があると認めるとき。 2 前項の規定により使用者が受けた損害については、賠償の責めを負わない。			
【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 238

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	農民研修センターの設置及び管理に関する条例 第11条		
例規番号	昭和51年条例第26号		
【根拠条文】 (使用料の額) 第11条 使用料は、町が直接使用する場合のほか、別表に定めるところにより使用者から使用前に徴収する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 243

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の取消し		
例規名 根拠条項	町営プール設置及び管理に関する条例 第8条(第3条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	昭和59年条例第16号		
【根拠条文】 (使用の不許可又は取消し) 第8条 次の各号に該当するときは、使用を取り消し、又は使用を許可しない。 (1) 公衆衛生上、不相当と認めたとき。 (2) 維持管理上支障があると認めたとき。 (3) その他教育委員会において不相当と認めたとき。 【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 245

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	利用料の徴収		
例規名 根拠条項	各種集会所の設置及び管理に関する条例 第8条第1項		
例規番号	昭和60年条例第29号		
【根拠条文】 (利用料) 第8条 集会所の利用については、町及び教育委員会等が直接利用する場合には無料とし、その他の場合については別表第2に定めるとおりとする。 2 管理者は、特に必要があると認めるときは、利用料を減免することができる。 3 第5条の2第1項の規定により集会所の管理に関する業務を指定管理者に行わせる場合は、第1項の規定にかかわらず、当該指定管理者が教育委員会の承認を得て別表第2に定める額を超えない範囲で利用料の額を定め、かつ、徴収することができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 248

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	九重町生きいきランドの設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	平成8年条例第19号		
【根拠条文】 (使用料) 第6条 施設等を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 251

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用許可の取消し等
例規名 根拠条項	九重町生きいきランドの設置及び管理に関する条例施行規則 第6条第1項(第15条において読み替える場合を含む。)
例規番号	平成8年教育委員会規則第3号
【根拠条文】 (使用許可の取消し) 第6条 教育委員会は、第4条の規定による許可を受けた使用者が次の各号の一に該当する場合は、生きいきランドの使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。 (1) 条例又はこの規則に違反したとき。 (2) 使用の許可を受けた目的以外に使用することが明らかになったとき。 (3) 使用の許可の条件に違反したとき。 (4) 生きいきランドの管理運営上教育委員会が必要と認めて行う指示に従わないとき。 (5) 詐欺、その他不正な行為により生きいきランドの使用の許可を受けたことが明らかになったとき。 (6) 前条各号の一に該当する理由が発生し、又は発生しようとしたとき。 (7) 前各号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要と認めるとき。 2 教育委員会は、緊急を要する場合をのぞき、前項第7号の規定により生きいきランドの使用許可を取り消し、又は使用の停止をする場合は、あらかじめ町長の意見を聴かなければならない。 3 使用者が使用許可の取消し又は変更をしようとするときは、使用日の3日前までに使用許可書を添えて教育委員会に申し出なければならない。 4 第1項の規定により使用の許可の取消し、又は使用の停止をしたことによって使用者に損害が生じても教育委員会は、その責めを負わない。 【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。	
備考	

ID: 253

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	退去命令		
例規名 根拠条項	九重町生きいきランドの設置及び管理に関する条例施行規則 第9条第2項(第15条において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成8年教育委員会規則第3号		
【根拠条文】 (遵守義務) 第9条 生きいきランドの利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、利用者が許可を受けた目的の範囲内において行う行為はこの限りでない。 (1) 生きいきランドの各種施設、備品、用具等をき損又は汚損しないこと。 (2) 使用後の整備及び後片付けは十分に行うこと。 (3) 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。 (4) 火気又は危険物を取り扱わないこと。 (5) 前各号のほか教育委員会が指示する事項 2 教育委員会は、生きいきランドの利用者が前項の規定に違反した場合は、当該職員をして、その行為を止めさせることを指示させ、これに従わないときは生きいきランドから退去を命ずることができる。 3 利用者は、生きいきランドの施設等をき損したときは、教育委員会が相当と認める損害を賠償しなければならない。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 255

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	九重文化センターの設置及び管理に関する条例 第7条(第3条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成11年条例第9号		
【根拠条文】 (使用の取消し等) 第7条 教育委員会は、使用者が次の各号に該当すると認めるときは、使用条件を変更若しくは停止又は使用の許可を取消することができる。この場合は、使用者が損害を受けても教育委員会はその責めを負わない。 (1) 第5条の規定に基づく使用許可の申請に不実の記載又は許可の条件に違反したとき。 (2) 前条各号の一に該当する事由が発生し、又は発生しようとしたとき。 (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (4) その他教育委員会が管理運営上支障があると認めたとき。			
【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 256

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	九重文化センターの設置及び管理に関する条例 第8条		
例規番号	平成11年条例第9号		
【根拠条文】 (使用料) 第8条 センターの使用許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、附属設備及び器具等については、別に定めるところによる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 260

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	退館命令		
例規名 根拠条項	九重文化センターの設置及び管理に関する条例 第13条(第3条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成11年条例第9号		
【根拠条文】 (入館の制限) 第13条 教育委員会は次の各号に該当する者に対して入館を拒み、又は退館を命じることができる。 (1) 伝染病の疾患があると認められる者 (2) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼす恐れがある者 (3) センター内において教育委員会の許可なく営利行為をし、又ははり紙、若しくは広告を行う者 (4) 管理上必要な指示に従わない者 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 266

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	飯田地域ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例 第10条(第5条第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成22年条例第9号		
【根拠条文】 (使用の取消し等) 第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、第8条第2項の条件を変更し、又は行為を中止、原状の回復若しくは交流施設からの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反したとき。 (2) 偽りその他の不正な手段により、第8条第1項の許可を受けたとき。 (3) 第8条第2項の条件に違反したとき。 (4) センターの管理上必要があると認めるとき。 (5) その他公益上やむを得ない事由が生じたとき。 【基準】 根拠条文及び九重町公の施設の暴力団及び暴力団員排除に関する条例第3条の規定による。 (使用の制限) 第3条 町長、教育委員会及び指定管理者(以下「町長等」という。)は、暴力団等の利益になると認めるときは、当該公の施設の使用を許可しない。 2 町長等は、既に公の施設の使用を許可している場合においても、その使用が暴力団等の利益になると認められたときは、当該使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。 3 町長等は、前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、当該取消し又は中止に伴う損害賠償の責めを負わない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 267

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	飯田地域ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例 第11条		
例規番号	平成22年条例第9号		
【根拠条文】 (使用料) 第11条 使用者は、別表に定める使用料を納付するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 271

担当部署: 教育委員会事務局 社会教育課

処分の概要	退館命令		
例規名 根拠条項	飯田地域ふれあい交流センターの設置及び管理に関する条例 第16条(第5条第3項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成22年条例第9号		
【根拠条文】 (入館の制限) 第16条 教育委員会は次の各号に該当する者に対して入館を拒み、又は退館を命じることができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがある者 (2) センター内において教育委員会の許可なく営利行為をし、又ははり紙若しくは広告を行う者 (3) 管理上必要な指示に従わない者 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1001

担当部署: 担当部署未定

処分の概要	旅券法関係事務に係る一般旅券申請手数料(渡航先の追加に係るものを除く。)の徴収		
例規名 根拠条項	大分県使用料及び手数料条例 第2条第2項		
例規番号	昭和31年大分県条例第27号		
【根拠条文】 (使用料及び手数料の徴収の範囲) 第2条 使用料は、行政財産を使用し、又は公の施設を利用する者から徴収する。ただし、国又は地方公共団体に対しては知事が特に必要があると認めた場合には、徴収しない。 2 手数料は、特定の者のためにする事務についてその利益を受ける者から徴収する。ただし、国又は地方公共団体に対しては、知事が徴収することを適当と認める場合以外は、徴収しない。			
【基準】 (使用料及び手数料の徴収の範囲) 第2条 使用料は、行政財産を使用し、又は公の施設を利用する者から徴収する。ただし、国又は地方公共団体に対しては知事が特に必要があると認めた場合には、徴収しない。 2 手数料は、特定の者のためにする事務についてその利益を受ける者から徴収する。ただし、国又は地方公共団体に対しては、知事が徴収することを適当と認める場合以外は、徴収しない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 8 月 12 日	最終変更年月日	年 月 日

